

修正案提出書

議案第56号（仮称）つくば市総合運動公園基本計画，及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成27年5月12日

つくば市議会議長 塩田 尚 様

提出者 つくば市議会議員
滝 口 隆 一

賛成者 つくば市議会議員
黒 田 健 祐
北 口 ひとみ

「議案第 56 号（仮称）つくば市総合運動公園基本計画，及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例について」に対する修正案

「議案第 56 号（仮称）つくば市総合運動公園基本計画，及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例について」の一部を次のように修正する。

第 2 条を次のように改める。

（住民投票）

第 2 条 前条の目的を達成するため，次の各号の選択肢について，住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

（1）（仮称）つくば市総合運動公園基本計画に「賛成」

（2）（仮称）つくば市総合運動公園基本計画に「反対」

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，投票日において法第 11 条第 1 項若しくは第 252 条又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定により選挙権を有しないとされる者は，住民投票の投票の資格を有しない。

第 7 条を次のように改める。

（投票の方式）

第 7 条 住民投票は，一人一票の投票とし，秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は，投票用紙の選択肢から一つを選択し，所定の欄に自らの記号を記載し，これを投票箱に入れる方法により投票するものとする。

3 前項の規定にかかわらず，身体の故障その他の事由により，自ら投票用紙に記号を記載することができない投票人は，規則で定めるところにより，代理投票をすることができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず，投票人は，規則で定めるところにより，点字投票

をすることができる。

第7条の次に次の1条を加える。

(投票用紙の様式)

第7条の2 前条第2項に規定する投票用紙は、別記様式のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、同条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条を次のように改める。

(無効投票)

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの
- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

第11条第1項中「付議事項」を「(仮称)つくば市総合運動公園基本計画」に改め、同条第2項中「事案」を「(仮称)つくば市総合運動公園基本計画」に改める。

第16条中「選挙管理委員会が別に」を「規則で」に改める。

付則に次の1項を加える。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。